宋太祖科學政策の一考察

荒木敏一

一

五代の干戈搶攘・文學墜廢の中にありては「宰相多く給を方鎮に取る」[1]を常としたが、宋朝の成立するや、太祖の方針として打出されたものは

宰相須用讀書人。

であった。この太祖の言葉は續資治通鑑長編[七卷]乾德四年五月乙亥の條、皇朝編年綱目備要[一卷]乾德四年五月「收蜀圖書」の下文に見えるが、宋史[三卷]太祖の卷末にも、同じ意味のことを載せて、

作相。須讀書人。

といい、宋江少虞皇朝事實類苑[一卷]太祖には

作宰相。須是讀書人。

とあり、いずれも讀書人重用を標榜し、文治主義を確立させた。

さて右の太祖の言葉は、長編、宋史ともにその時期については明確に決めずにいるが、恐らく彼が孟昶の後蜀を討平完了した乾德三年一月以後のある時期に發せられたものであろう。一宮人の所藏せる古い鑑の鑑背に「乾德四年鑄」の銘文あるを見て、且つは驚き且つは怪しんだ太祖が、之を宰相に示して、その謂れを尋ねたが、答えることが出來ない。ただ獨り翰林學士竇儀のみ前蜀王衍[王建の子]の時代に、乾德の年號あるを奉答して、この鑑は前蜀のものであることが判明するが、この事件によって太祖が痛く學問の重要性を悟って、〝宰相須らく讀書人を用うべし〟の言葉となったという有名な軼事がある。長編、宋史ともに、由是

（益）重儒臣矣という文が右文の下に續いている。

而して宋朝事實卷二「紀元」には、同じ蜀鏡事件のことを記して、その下に

帝。于是益重儒者。而歎宰相寡聞也。

といい、太祖が時の宰相の無學淺識なるを歎いたとある。この時、宰相の任にありしは、外ならぬ趙普であった。後述する如く、乾德二年正月に從來宰相の任にありし范質・魏仁浦・王溥の三人が辭職して、その後に趙普が宰相の地位を占めた。趙普は元來、實務屋上りで、學問にはもとから餘り關心のない人物であった。太祖が從って彼の無學を歎いて宰相たるべき者は、學問のある讀書人でなければ駄目だと考えたらしい。

蜀鏡事件に於て太祖の疑問に見事奉答した翰林學士竇儀は、太祖が屢々宰相に任用しようとしたが、趙普が儀の剛直なるを忌みて、反對したため――尤も外にも反對する臣下もあったが――沙汰止みとなり、結局、竇儀は宰相にならずしまいで翰林學士として乾德四年十二月一生を終った。この時、太祖は、惻然として「天何ぞ我が竇儀を奪うことの速きや」と歎じたというから綱目備要卷一、太祖は餘程、彼に期待する所、大であったのであろう。趙普と竇儀の間には、かくの如き微妙な關係があったことは興味深い。

尙お前蜀の乾德なる年號については宋朝事實卷二「紀元」に「按僞蜀王衍。以正明五年十二月。改明年爲乾德。盡六年。」とある。

さて、太祖をして右の蜀鏡事件以外に、讀書人尊重を決意せしめた契機が、もう一つ史籍に殘こされている。皇朝事實類苑卷一太祖に文正公筆錄を引き、郊祀の行われんとして、翰林學士盧多遜が太僕卿を攝行して太祖の顧問役になったが、太祖が彼に致理の要訣を詢ねた時に、多遜は「占對詳敏。動皆稱旨」であったという。これに大いに感歎して、後日、左右の臣に述懷した太祖の言葉に、

「作宰相。當須用儒者。」盧多遜後果大用。蓋肇於此。

とある。

右述の如く、太祖が讀書人尊重の意圖を深めたのは、翰林學士竇儀及び盧多遜の如き讀書人の博識振りに驚歎したことが契機となったらしいが、一方、皇朝事實類苑卷一太祖には

太祖皇帝。以神武定天下。儒學之士。初未甚進用。

とあって、太祖は、はじめは必らずしも、儒學の臣を重視して任用する意志はなかったと言っている。また太祖は第三節に述べる如く、卽位以前から讀書に關心をもっていたことは事實であるが、皇朝事實類苑同卷には

太祖晩年好讀書。

とあって、これらの記事だけから見ると、太祖の學問や讀書への關心は卽位當初以來のものではないと言うことになる。

しかし、實際はそうではない。

先ず、太祖によって國初宰相に任ぜられた范質は正しく讀書人であった。皇朝編年綱目備要卷一乾德二年春正月條下に范質・王溥・魏仁浦の三人が宰臣の任を辭したことを記した續きに

五代以來。宰相多取給於方鎭。質始絕之。爲相日。命刺史縣令。必以戶口版籍爲急。每遣使者。按民田及獄訟。皆召見爲述天子憂勤之意。時號賢相。宋史卷二四九范質傳及長編卷五乾德二年九月丙申一部同

とあって、五代以來の因襲的定石を破って讀書人上りの范質が宰相に任用されたことを記し、且つ賢相の譽れの高かりしことを述べている。宋史卷二四九范質傳によれば、質、字は文素、大名府宗城縣の人、九歲にして能く文を屬し、十三歲にして尙書を治め、生徒を敎授したというから、非常な神童である。後唐長興四年進士に擧げられ、後晉に仕えて翰林學士と爲る。更に後周に至りて、廣順の初め中書侍郎平章事集賢殿大學士を加えられた。范質科擧に應じて進士に擧げられし時、知貢擧たりしは、翰林學士で、人望頗る高かった和凝であった。彼は質の試卷の文字を觀て、その俊偉の人物なるを認め、大いに重視したという。さて范質が太祖に仕えて、宰相に昇ったときも、登朝するに、なお書卷を手より放さなかったとあり、頗る好學の宰相であったことを察するに難くない。また宋名臣言行錄卷一にも

「范質自從仕。未嘗釋卷。人或勉之。質曰。昔嘗有異人。與吾言。它日必當大任。苟如其言。無學術。何以處之」とあって、その好學の精神を見ることが出來る。范質は廉節の人で、宰相になっても頗る質素な生活をしていたので、病氣見舞に來た太祖も驚いて「卿爲宰相。何自苦如此。」と言った。「范質居第之外。不植資產」或は「不事生產。眞宰相也」と太祖をして、歎ぜしめたという。太祖の弟太

宗も「規矩に循い、名器を重んじ、廉節を持し、累朝宰相中、范質の右に出る者はない」と歎じたという。長編卷五

次に范質と同期に於て宰相の一人であった王溥も亦た讀書人であった。宋史卷二四九の傳によれば字を齊物といい、幷州祁縣の人、後漢乾祐年間進士に擧げられ、甲科にて登第したとあるから、頗る秀才であったと見てよい。後周に仕えて、中書侍郎平章事となり、宋初太祖朝には、位階は進んで司空を加えられている。王溥は、また唐會要・五代會要の撰者として有名である。彼も一流の儒臣であったことは間違いないのである。

もう一人の宰臣は魏仁浦である。宋史卷二四九の傳によれば、字は道濟、衞州汲縣の人、家貧しく幼にして孤となり、その母が他人から衣を借りて彼に着せるくらいの寒門であったが、青雲の志を抱いて故郷を去り、後晉の樞密院の小吏となり、ついで、後周の世宗に仕えて、中書侍郎平章事兼樞密使となった。かつて、世宗、仁浦を宰相に任ぜんとせしに、議する者、彼の科第に由らざるを以て反對せしが、世宗は「古人にして宰相となりし者、必ずしも科擧出身者ではない」と言って、相に任じたという。

范質・王溥・魏仁浦の三人は、いずれも後周時代に、拔擢重用された宰相であって、此のうち前二者は生粹の科甲・出身であり、謂わば第一流の讀書人であった。趙匡胤によって三人は宋初の宰相として任用され、所謂「佐命の元臣」となった。

この三人の辭職後に、宰相となった趙普は元來、學問の素養はなかったが、太祖から特に熱心に讀書を勸奬され、心氣一轉、非常な讀書愛好の宰相となる。玉壺清話卷二に

太祖嘗謂趙普曰。卿苦不讀書。今學臣角立。雋軌高駕。卿得無愧耶。普由是手不釋卷。

といい、また長編卷七に前掲の蜀鏡事件を記した後に、

趙普。初以吏道聞。寡學術。上每勸以讀書。普遂手不釋卷。

とある。

以上の如く、太祖の讀書人重用は卽位當初より、既に始まっていたことは明らかである。讀書愛好については第三節に詳述するが、從來、一般に知られざる年少時よりの良師があって、學問への關心は年少時より強かったと見られるので、讀書の點についても晩年から始まるとする皇朝事

寶類苑の説は納得しがたい。

文人を地方長官にも續々任用したことは贅説する迄もない周知のところであるが、例えば

乾德元年夏四月。置諸州通判。命文臣知州。綱目備要卷一

とある如き、また節度使に闕あらば、文臣を以て之に代わらしめたことは普く人の知る所である。

ただ太祖の文人重用主義には、自ら一定の限界があり、ただ無闇に、讀書人を寵用せよというのではなかったことも注意すべきことで、それは、彼の科擧政策にあらわれていて、新進士の數は極力之を抑え、且つ狀元に賜與せし官は卑しく低かった。開寶八年狀元を以て及第せし王嗣宗はわずかに司理參軍（諸州の獄訟勘鞫を掌る。太祖の時置く。宋史卷一六八職官志によれば中下州では從九品、上州では從八品を與えられる）を授けられて秦州に赴任したが、公事を以て知州路沖の意に忤らい、その怒を買いて、獄に械繫された事實は、その證佐であって、言う迄もなく、狀元授官の低きがために、知州によって輕視悔蔑されたに外ならぬ。文獻通考卷三〇選擧考三擧士淳化三年

太祖の取士方針は、緊縮的精選を旨とし、太宗又は眞宗に見られるが如き、進士の大量生產と官位の安賣り――特奏名進士（一種の萬年浪人的擧人〔十五回又はそれ以上省試を落第せし擧人〕を特別にて進士の認定を與える）及び免解進士③（これ亦た浪人的擧人〔三回以上應試經驗者〕をして解試免除の恩典を與う）の濫發せるが如き、また太宗朝に上位及第者に大理評事通判諸州（正八品）を與え、それに準じて、進士には皆、次をもって優等注擬し「人を取ること太だ多く、人を用うること太だ驟かなり」④と非難されたるが如きことはなかった。「科目の恩數最も優渥」⑤と太宗が評せられたるは、殊更に朝恩を垂示して、讀書人を收覽せんとする行き過ぎた放漫的な科擧政策であったのである。當時老榜⑥と云う名稱があったのは特奏名進士の侮蔑的稱呼で、太祖は在任十七年中ただ一回特奏名進士の放榜を行っただけで、しかも之を前例としてはならぬと戒めたが、太宗はこの戒めを破って、屢々特奏名進士を放ち、しかもその條件は次第に寬緩となって、進士泛濫の徵を齎らした。

かかる公朝垂恩の行き過ぎと沽名的施策は太祖には全然見ることは出來ぬ。逆に劣等擧人の濫進を防ぐための殿罰の式の設定、或は特奏名進士の性行調査嚴命等に見られる

如く、彼は安易な文人尊重、讀書人寵用に傾いたのでは決してない。

唐太宗は貞觀年間、放榜の日に祕かに端門に幸し、榜下に綴行する進士の群れを眺めて、

天下英雄、入吾彀中矣[7]

と喜んだと言うが、太祖は殿試を創設して登第卽釋褐の新例をひらいて、新進士に無限の福音を齎らしたが、彼の殿試創設の意圖には、唐太宗の如き懷柔的な色彩は微塵もなかった。

彼が殿試を創設した眞意は、實に前朝來の請託奔競の惡弊を排除撲滅するにあったので、殿試はいわば科場革弊策の延長であり、最終的手段でもあった。すなわち讀書人を懷柔するために、殿試を創置したのではなかったのである。座主門生の稱の禁及び公薦の禁を施行せし後、殿試を設定したのは、該二禁令と同じ趣旨、同じ目的に出づるものである。もっとも殿試の創設によって、登第卽釋褐の例が開かれ、從來、吏部の銓試に苦しんだ多くの讀書人にとっては、大きな福音となった筈であるが、しかし、その擧人の福音のために、殿試を設定したのでもなかったのである。

自漢至唐。進士登第者。尙未釋褐。或是爲人所論薦。或再應皆中。或藩方辟擧。然後始得釋褐。至本朝（宋）始放進士及第卽放釋褐。

とは文獻通考卷三二選擧考五擧士卷末文武雜試に東萊呂氏（卽ち呂本中）の評言である。また知制誥富弼も殿試無用論を說いたとき

省試放榜則恩歸有司。殿試放榜則恩由主上。是盡棄取士之實。而沽此虛名也。[8]

と言っているが、兩人の述べている言葉は異るが、いずれも殿試は利用の仕方では、讀書人懷柔には、最も効果があることを示している。結果的には、滿天下の讀書人・進士をして、皇帝の膝下に跪拜せしめるに至るのだが、太祖ははじめからそれを計算に入れていたのではない。彼の頭の中には、ただ、請託を排除し、以て孤寒の讀書人を場屋中に於て、より多く取ることのみを考えていたのである。殿試が垂恩のための進士懷柔の色彩を濃くしたのは、主として唱名賜第・賜詩・賜宴等の殿試後の儀式[9]を新設した太宗朝にはじまるのである。

太祖の科擧政策の特異點は、科場内の不正行爲――懷挾・遙傳・頂替・倩代・代筆――の取締りには、さして重點をおいた風がなく、專ら科場外の不正行爲――請託、關節等の行爲には徹底的に痛棒を加えることにあった。

唐代場屋の外に渦卷く裏面運動には目に餘るものがあったが、その中でも、貴家の子弟、樞要の大臣の緣故者に合格率高く、一方孤寒の人は多く黜落した。しかも勢家の子弟は概ね才學行實ともに劣等にして、無賴の徒に等しい者も少くなかったのであって、かかる現象は、要するに財ある者は財を以て、勢ある者は勢を以て、緣故ある者は情を以て、猛運動することが出來たからである。一方、寒素の人士・寒畯の讀書人・無力なる庶人など、コネクションもなく、奔競するにも方法がない。殊に注目すべきは、唐代に於いて、特に溫卷・通榜・關節などが横行したのみならず、その横行に對して、當時の識者が批判的言論を吐き、或は嚴しい非難の叫びをあげたことは見受けられなかったことである。尤も、批判が絶無であったというのではない。請託行爲を敢えてするを愧じて、主司の門に至ることを罷めた李景莊・李景讓兄弟の如き、良識ある學士もないではない通鑑卷二四八武宗會昌六年九月。しかし、これらは、寧ろ極めて奇特なる例というべく、大體、唐代を通じて目睹される一般的な傾向としては、溫卷の風に對する、嚴しい難論攻擊のなかった事實である。最近、中國の商衍鑒氏も、その著「清代科擧考試述錄」二八八頁に「唐の科場は奔競を諱まず。關節を以て尋常の事と爲すが若し」と評し、或は同書三一八頁にも「唐人は試前に通名するを諱まず」と云って、唐代科場の請託看過の風を指摘している。資治通鑑卷二六五唐昭宗天祐二年冬十月に禮部尚書蘇循の子楷は素と才行無きにもかかわらず、乾寧中、進士の第に登りしを載せているが、かかる事例はこの外、また王定保摭言中に頗る多く見ることが出來る。この事は拙稿「宋代の糊名法について」（京學大紀要A25）に觸れておいたが、摭言の中に唐代に於て關節・通榜・公薦等によって進士に中りし高級官僚の子弟・勢家富豪の知己・知名の碩學的文臣の緣故者等の事例が數多く存在せる中に、纔かに寒素の讀書人を取りし事例として「好放寒畯」卷七の一章三例がある。

〔憲宗〕元和十一年。歲在丙申。李凉公下三十三人皆取寒素。時有詩曰。元和天子丙申年。三十三人同得仙。袍

似爛銀文似錦。相將白日上青天。（通考卷二九選舉考二舉士唐登科記總目によれば元和十一年進士三十三人の外諸科十四人を取る。）

李太尉德裕頗爲寒畯開路。及謫官南去。或有詩曰。八百孤寒齊下淚。一時南望李崖州（宣宗の時、忌む者の構する所。と爲り崖州司戶に貶せらる）

昭宗皇帝頗爲寒畯開路。……孤寒中唯程晏・黃滔擅場之外。其餘以呈試考之。濫得亦不少矣。然如王貞白・張蠙詩・趙觀文古風之作。皆臻前輩之閫閾者也。

以上三例は當時としては奇中の奇なるが故に、却って王定保が重視して記錄し置きたるものなるは云う迄もない。凡そ唐代にては「主司試を典するに、必ず廣く名流の士を訪ね、旁ら寒畯を蒐める」（五雜俎卷一〇事部二）ことが定石とせられ、或は試前に宰相の意向を打診し、或は公論を以て士を取り、或は時望を兼採し、素業を觀るなど、要するに溫卷・通榜を以て、才學行實兼優の人を取るためには看過容認されてしかるべき行爲であると考えられていた。從って、若し時の執政より薦託ありしにもかかわらず、その被薦の擧人を黜ける主司ありとすれば、彼は早晩己れの政治的地位の失脚を覺悟せねばならないであろう。大曆十四年（建中元年と改元）禮部侍郎を以て知擧たりし令狐峘はまさにそれを懼れたる一人であって、恐惶の餘り、放榜の日に遂に姿をくらまして了ったと言う（唐摭言卷一四。主司失意）

思うに第三者の推薦を重んじ且つ行實を觀て官吏たるべき人材を選ぶべしとする考えは、それが嚴正に行われる限り、妥當であって、問題はなく、中國古來の正統的な選擧の常法であって、兩漢の鄕擧里選以來、久しく官吏任用法の基本概念となっていた。唐の選擧にも、この理念が濃厚に尾を引いて殘存していたのであって、他薦本位、人物本位の取士法が事實、科擧の外に、なお、二三行われていた。文獻通考卷三二選擧考五擧士、南宋淳熙の進士項安世の言に

夫科目之盛。自李唐起。而唐之取士。猶未盡出於此也。

といい、しかもこれら科擧以外の法が、きわめて優勢なりしは

伏聞承前之例。每年應擧常有千數。及第兩監不過一二十人。……竊見。入仕諸色出身。每歲尙二千餘人。方於明經進士多十餘倍（開元十七年國子祭酒楊瑒の上言。通考卷二九選擧考二）

とある如くである。ただ、これら科擧以外の法は他薦を主とするが故に、政治的壓力や情實が侵入しやすい缺陷があ

り、弱點があることを知らねばならない。

周知の如く、唐代に科擧と對立して最も重んぜられたのは任子（恩蔭）の制度であった。唐代、科擧が時には二十對一という激しい競爭[10]を經てしかもただ進士の肩書のみを與えられたに過ぎなかったに對し、一方、任子出身は官位に就くのも早く且つ容易であった。しかも任子出身は進士出身に比して――兩者は孰れも淸流と言われた[11]――官界游泳には一層多くの便宜が賦與されたのである。任子の制は官吏任用法中、最も貴族意識の濃厚なるものであり、これも廣い意味では推薦形式による任官の法と見るべく、徹底的に實力試驗卽ち科目を否定するものである。また唐書卷四選擧志によると、選擧の法として、科擧以外に生徒と制科とを擧げている。制科は他薦・臨時である點に於て、兩漢の鄕擧里選の直接的な後身であって、眞に拔俗の大才は投牒自擧するをいさぎよしとせず、第三者の推薦によって世に送らるべきであるとするのが中國古來の正統的な考え方である。從って自薦の科擧は他薦の制科より劣ると見做され「賢良は鹿、進士は兎[12]」と稱せられた。この制科のもつ弱點はやはり他薦制なるにあって、宋代熙寧中王安石に至って遂に停廢された一因はそこにあった。南宋淳熙の進士項安世は、科目の外に唐代行われた取士の法として上書・召用・辟擧・延譽の四法があったとし、夫々の法によって官吏に任ぜられし人々の姓名を列擧している。[13]この四法のうち辟擧と延譽は孰れも他薦本位であり、人物本位である。他薦制は僅かに三場の試によって、人材を取ることは妥當適正でないという原則に立つ。從って唐代では素業を觀るためにも、聲望を兼採するためにも、溫卷や求知己は必ずしも咎むべき行爲ではないという考え方が根本にあった。糊名法も、謄錄法も、唐代に誕生しなかった理由が茲にある。この考え方、それ自體は、理論的には正しいが、問題は之が惡用されて杜撰な推薦が行われ易いという點にある。推薦方式は中世的貴族思想の旺盛な唐代にありてはむしろ良法とさえ考えられていたのである。彼等貴家の人人にとっては門閥主義を否定する實力試驗はこの上もなく恐ろしい。他薦本位、人物本位の古來の官吏任用法を存續せしむれば、天下泰平である。彼らは門閥的勢力と社會的地位を守るためには、實力競爭たる科目は餘り歡迎したくないのである。周知の如く、唐代、新進士が實際の官吏の

地位につくには吏部の行う銓試を受けなければならず、その時、所謂身言書判のテストが行われるが、その筆頭は「身」、即ち容貌風采應對の態度のテストであり、その次は「言」即ち言葉遣いのテストである。かかる外形的な體裁を問題とする所に貴族意識の甚だ濃厚なるを認められるのであって、この外この吏部の官は多く門閥出身の貴族を以て殆んど獨占されたこと、從って寒門出身者は吏部の試に於て屢々黜けられる實情にあった。[14] 唐の取士法の中で推薦を尊重する立前のものが科擧に比して優勢であったことは、唐が中世的貴族思想の支配する社會であったことを物語っている。この貴族思想が求知己・溫卷等の請託的行爲を惡風とは考えず、尋常の行爲と見做して怪しまなかった最大の原因であり、孤寒の讀書人を場屋より閉め出したところの第一の原因でもあった。

孤寒の讀書人は、むしろ、英俊の人多く、從って科擧に於て登第して有能官吏となるべく、期待がかけられた一證左として、宋會要輯稿選擧二貢擧進士科天禧四年九月二十三日條に見ゆる眞宗の言葉に

帝曰。此皆孤寒之士。應擧年深。俾之效官。必能幹事。

とあるのは、極めて重視すべきである。

二

中世的貴族思想の濃厚なる唐代から近世的庶民思想の擡頭期たる宋代に入ると、求知己・溫卷等に對して嚴しい批判の聲が卷き上って來る。南宋の項安世はその代表的なもので、彼は次の如く激しい論調で、これを非難する。

風俗之弊至唐極矣。王公大臣。巍然於上以先達自居。不復求士。天下之士。什什伍伍。載破帽騎蹇驢。未到門百步。輒下馬奉刺。再拜以謁於典客者。投其所爲之文。名曰求知己。如是而不問則再如前所爲者。名之曰溫卷。如是而又不問則有執贄於馬前。自贊曰。某人上謁者。嗟乎。風俗之弊至此極矣。此不獨爲士者至可鄙。其時之治亂蓋可知矣。[15]

右文に示されたる如く、求知己から溫卷へ、溫卷から賄賂へ、權要に造請する方法は次第に露骨となり惡質化して止る所を知らないのである。

一體唐の科場に糊名制の設置なかりしこと、[16] 懷挾に對しても寛大であったこと、[17] 繼燭・夜試を認めたこと等の事實[18]

を觀るとき、唐の科擧制度が未だ試驗制として充分成熟せず、科擧一本のみによって取士する近世的なる社會的體制があらゆる意味において未だ備わっていなかったことを思うのである。

項安世の外に司馬光も德行本位、他薦本位の取士法を非難して次の如く言っている。

夫士之德行。知州縣者尙不能知。而有司居京師。一旦集天下之士。獨以何術知之。其術不過以衆人之毀譽決之。……夫衆之毀譽。庸詎足以盡其實乎。必如是行之。臣見其愛憎互起。毀譽交作。請託公行。賄賂上流。謗讟並興。獄訟不息。將紛然淆亂。朝廷必厭苦之。溫公文集卷六議貢擧狀熙寧二年五月上

また彼は推薦制にも批判的であって、先ず他薦制には必ず請託がついて廻ること、推擧者には人を得るということが絶對的に必要であるという。

擧薦之法既行。則干求屬請。誠所不能無也。要在所擧非其人者。國家以嚴法繩之。勿如恩貸。則苟且徇私之人。皆知懼矣。同上

この司馬光反對の論旨は、德行を兼採すると言っても、その評價判定を正しくすることが困難であって、結局、衆人の毀譽に依って之を決する外はない。從って、若し行實を採取するとなると、必ず愛憎互起し、請託、賄賂、謗讟、訴訟が續發する。また他薦制も、これ迄實驗濟みで、請託が必ず公行するという。このような溫卷非難の激しい論議が起って來たところに、宋の官吏任用法自身の中世的貴族意識よりの脱皮を見るのである。云う迄もなく科擧は本來門閥主義を否定し四民平等の原則に立つもので、近世的な選擧であり、その科擧一本主義（特に明經を抑えて進士一本槍主義）を採用したのが宋太祖であった。

唐代には何等問題視されなかった溫卷が宋人の痛烈な非難をうけた原因乃至理由は如何と言えば、宋代では、太祖によって試驗至上主義たる科擧が本來の姿勢に正されたにある。卽ち科場外から加わる政治的壓力（權勢）、經濟的壓力（賄賂）、血緣的情實（緣故）を悉く拒否して、ただ三場の試に於ける擧士の成績、試卷の優劣のみによって、去留取捨を決すべきであるとする科擧の原則が、太祖によって再確認され、再樹立されたにある。それと共に科擧が取士法の大宗となり、進士出身者が最も貴重視される時代に入った。「用人の法、進士及第者に非ずんば美官を得ず」[18]と

宋代に稱せられる所以である。

宋代には最早や、往古の鄕擧里選の風は完全に消え去って、一片の殘影すらも見られなくなったことは、項安世も

至於本朝（宋）。法令始密。……鄕擧里選之意。纖悉無遺矣。[24]

と指摘している。宋太祖の考えによれば、唐代の推薦本位・人物本位の取士法は門閥的貴族意識の現れであって、彼等は實力試驗の科擧を敬遠しつつ、一方に於て、勢力保持のため、請託・關節・溫卷などの方法を用いて、學力不足をカバーして登第せんと八方奔走運動する。そこに請託の激化と、請託それ自體を問題視しない痲痺的感覺の增長がある。科擧試の競爭の激しさに比例して、請託は際限なく廣がり且つ深まって惡質化し、止まるところを知らない。事前運動としての溫卷であれ、關節であれ、勢家富豪の子弟、權貴樞要の大臣は之を非難すべき行爲とは思わない。主司は試前に宰相の欲するところを聞くことを以て、日常茶飯の、當り前のことと考える。かかる風潮が、そのまま五代を經て、宋初に持ち越される。五代にも請託公行して、惡質極まる事前運動が平然と行われたが、とくに賄賂が唐末五代から甚しくなる侯鯖錄卷四。後唐の明宗・後周の世宗等は科場改革のために科場條制の整備又は殿罰法などを施行したが、殆ど効果がなかったようだ。また五代では進士科が衰え、明經科が榮えるが、この傾向はその末期に近づく程、著しい。後周顯德二年の科擧では、進士科登第十六人に對し、明經諸科は百十六人で、進士の七倍に當る文獻通考卷三〇。かかる明經諸科繁昌の因は、明經の場屋では選擧考三擧士カンニングがし易いという實情にあったのである。およそ、帖書墨義を主として課する明經諸科は承平時代には讀書人は之を鄙しみ、詩賦を主とする進士科に人氣が集る。これと反對に五季の如き文學墜廢の時代は、「帖誦の末に從事するもの多く、國家も亦た姑らく、この科を以て士子進取の途となす」續通典卷一七選擧一と云っている。單刀直入に言えば、帖書は詩賦を主とする進士科に比して、暗記ものの性質多き故に、カンニング用の超小型書籍を挾帶すれば、場屋中にカンニングによってより多く試驗は成功する。宋代では明經科の試場には帳幕の類を用いず、湯茶の供應もなさず、頗る待遇を惡くしたが、之はカンニングを防ぐ爲であった[25]という。

かくの如き明經科の繁昌せし五代の場屋は紊亂の極點に達し、新五代史卷五六和凝の傳に

是時（和凝翰林學士を以って知擧たり）進士多浮薄。喜多喧嘩。以動主司。主司每放榜則圍之以棘閉省門。人出入以爲常。

と言う。かかる五代科場の紊亂はそのまま、宋初に及んだが、太祖は主として場屋外の請託公行の弊を革除するため、座主門生の禁、公薦の禁等を實施して、遂に最終的手段として殿試の創設をなすに至るが、先にも云ったように、太祖の科擧政策は、單に請託の弊風を粉碎することのみに終らないで、實は更に、積極的に官場の風紀を一變するべくに孤寒の士を多く取り、勢家の凡庸の子弟を黜けることを主眼目とした。かくすることによって科擧はその本來の平等公平なる取士の場を回復することが出來るのであって、以下、貴族主義排除のための實際的方策について考えてみよう。

開寶八年二月太祖によって殿試が正式に名實ともに成立されたが、その時の殿試に際して太祖が發した詔の中に、

向者登科名級。多爲勢家所取。致塞孤寒之路。甚無謂也。今朕躬親臨試。以可否進退。盡革疇昔之弊矣 長編卷一六開寶八年二月戊辰。

とあって、彼が孤寒の讀書人を多く取らんとする意志の積極性を示している。また二年前の開寶六年の覆試について長編卷一四によれば、

上以進士武濟川。三傳劉濬材質最陋。應對失次。黜去之。濟川翰林學士李昉鄉人也 開寶六年三月辛酉の條

この年の進士武濟川は翰林學士李昉と同鄉の人であったが、學才人物とも極めて劣等なりしにもかかわらず、省試をパスした。この事實に對して、太祖が極めて面白からずと考えたのであって、そのために改めて再試驗を命じたのである。また先是、開寶元年の省試で學士陶穀の子邴が第六番で登第したが、本來穀の非才なるを仄聞していた太祖が、その子が六番という好成績でパスしたことを怪しみ、中書に命じて覆試せしめた。然るに邴また登第。そこで、太祖は今回の省試の裏に、何か不正があると睨んで、覆試すべき詔を出した。その詔は次の如くである。

今後、擧人にして凡そ食祿の家に關するものは、禮部に委して、具析以聞せしめ、當に覆試せしむべし。

右文にある如く、食祿高き家の子弟の姓名は禮部をして、奏上せしめ、再試驗を施行することに決めたのである。後世の史家も建炎以來朝野雜記甲集卷三 覆試權要子弟に

覆試權要之子弟。太祖之法也。

といい、また十朝綱要卷四 に

紹興二十六年六月戊寅。詔。自今擧人奏名。有係權要親族者。依祖宗故事覆試。

と言い、いずれも覆試はあたかも太祖のパテントとして、後人の腦中に燒き付けられるに至るのである。

次に貴族意識の旺盛なる任子出身の人に對しても太祖が反感を抱いていたことは事實であって、涑水記聞卷一 に

貴家子弟。惟飲酒彈琵琶耳。安知民間之疾苦。由是詔。凡以資蔭出身者。皆先使之監當場務。未得親民。

とあることによって明白である。また吏部の選人の升擢についても、資歷偏重の風を排除せんとした。卽ち長編卷五 に曰く、

乾德二年七月乙未。詔。吏部南曹。自今常調赴集選人。取歷任多課績而無闕失。其人材可副升擢者。具名送中書門下。引驗以聞。當與量材甄奬。上慮銓衡止憑資歷。英俊或沈於下僚故也。

右の如く、寒畯の選人中に、優秀なる英俊の人が居て、そう云う英俊が下積みとなり、下級の官位に何時も沈潛していることを太祖は嘆いている。

また、選人の貧窮なる者に對する溫かい思い遣りが次の長編の文中にも現れている。

上以選人食貧者衆。詔吏部流內銓。聽四時參選 長編卷五 乾德二年春正月甲申。

また太祖の最も憎んだのは通賄行爲であった。涑水記聞卷一 に、知貢擧の宋白が金銀を賂として受け、省試の成績審査に手加減を加え、しかも、その事を放榜前に太祖に報告して、これを合法化せんとしたが、太祖の炯眼に看破され汝の頭を斫るべしと大喝されたる始終を載せて次の如く云っている。

太祖時。宋白知擧。多受金銀。取捨不公。恐榜出群議沸騰。乃先具姓名以白上。欲託上旨以自重。上怒曰。吾委汝知擧。取捨汝當自決。何爲白我。我安能知其可否。榜出別致人言。當斫汝頭以謝衆。白大懼而悉改其榜。使協公議而出之。

右の文中は太祖が宋白の頭を斫って、衆に陳謝しなければならないと言っているのは、彼の庶民性のあらわれとして、特に注目すべきである。

次に太祖の治下に於て、主司の取捨不公なりと判斷した擧人は、自ら登聞鼓を打ちて上訴することが出來た。澠水燕談錄卷六雜事には、開寶六年の省試で、不合格と判定された除士廉が、登聞鼓を打って不公を訴えたのが最初だと云っている。この時、太祖がその上訴を取り上げて覆試し、結局それが殿試に發展するのであるが、この登聞鼓による上訴の制は次の太宗に至って廢止された。卽ち、通考卷三〇選擧考三淳化三年條に

自端拱元年。試士罷進士擊鼓訴不公。

とあって、太宗端拱元年に廢止されたことを知る。その廢止の理由は、恐らく太宗がこの制を煩らわしと見たものと推察される。太祖は科場を繞る前朝來の請託奔競と、不正登第の弊風排除のために、登聞鼓の制を活用したのであって、茲にも彼の解放的な庶民性が示されていると思う。なお、宋の登聞鼓には專任の官が置かれていたことは、明朱國楨の湧幢小品卷三登聞監鼓に

登聞鼓院。宋顓設官爲監。國朝以給事中・錦水衞各一員直之。而無專職。名而已矣。

とある。

次に太祖は請託についても、長編卷三に

建隆三年十一月癸亥。詔群臣。使諸道無私有請託。違者當議其罪。

とある如く、嚴然たる態度で臨み之を取締ろうとしている。

以上の如く、太祖の科擧政策に於いて中世的貴族主義排除の意圖を明らかに看取することが出來るが、次に科擧政策を離れて、太祖の一般的な施政方針を觀ると、彼の庶民性が、より一層、明瞭に把握することが出來る。先ず宋史卷三九八薛叔似傳に

祖宗立國之初。除二稅外。取民甚輕。

創草期の治政として、賦稅は苛重なるを必要としないとの見方も可能であるが、しかし、彼が元來、庶民から苛酷に搾取すべきでないと考えていた證左として、彼がひそかに一個の石に勒して殿中に鎖置し嗣君卽位するに際して必ず跪讀せしめんとした三戒があったといわれ、その三戒の一は

不加農田之賦。

であった王夫之宋論卷一また賦税が公平でないのは、検田の役人が姦をなすためであり、遂に、百姓、業を失うに至るを憫れみ、州縣をして検括するを許さず、ただ見田を以て額となす方針を定めた。長編卷七乾德四年閏八月癸酉に曰く、

五代以來。常檢視見墾田。以定歲租。吏緣爲姦。稅不均適。由是百姓失業。田多荒萊。上惻然憫之。乙亥。下詔禁止。許民闢土。州縣不得檢括。止以見佃爲額。

右と同様趣旨のことは東都事略にも見え、太祖が艱難を歴試し民の疾苦を周知せるが故に、國用を節し、未だ嘗つて賦を増したることなく、災沴を憂恤し、率ね蠲に從い、また所在の長吏に告げて、自今百姓の能く桑棗を植えて荒田を墾闢する者に對しては、ただ舊租のみを輸納せしめたとある。また、或る時、彼は宰相趙普・翰林學士竇儀・知制誥王佑等と共に民事を論じたとき、

下愚之民。雖不分菽麥。如藩侯不爲撫養務行苛虐。朕斷不容之長編卷七乾德四年八月辛丑。

と言って、藩侯の人民を搾取するを嚴しく戒めている。また同書卷四乾德元年春正月に

是月詔。無得追縣吏會州。五代以來。收稅畢。州符追縣吏。謂之會州。縣吏厚斂於里胥。以賂州吏。里胥復率於民。民甚苦之也。

五代以來、收稅終了するや、州は縣吏に「會州」と稱する一種の賄賂を追徵的に要求し、縣吏は里胥より收斂して以て州吏に對する賄賂を造成するという風があった。これを太祖は斷乎として禁止したのである。ここにも地方官の民人に對する搾取を排除せんとする太祖の政治方針が目睹される。

太祖は五代以來の酷刑的法律は、殆んど之を削除したが、唯だ一つ斷々乎として、彼が肅正の斧を振ったのは贓吏に對する處罰であった。その重き者は棄市したが、第三代眞宗以後は寛となったという。建炎以來朝野雜記甲集卷六建炎至嘉泰申嚴贓吏之禁に曰く

自祖宗開基首嚴贓吏之禁。重者輒棄市。眞宗以後稍從寛貸。然亦終身不用。

宋史卷一五五選擧志の初めに解試の法を述べた條には、解試考官受賂の禁を掲げているが、恐らく太祖が設定したものであろうと思う。その文に曰く、

〔解試〕監官・試官。受賂則論以枉法。長官奏裁。

殿試創設の以前に、太祖が實施した座主門生の禁〔建隆三年〕及び公薦の禁〔乾德元年〕も、いずれも、科場より貴族的色彩を一掃しようとする意圖のものであった。座主とは主司を意味し、卽ち知貢擧官に對して新登第の進士が奉る尊稱であり、門生とはその弟子の謂いである。唐以來、主司の胸三寸によって擧人の運命が決せられた以上、主司を恩門・師門・座主と仰欽三拜し、自らは三尺下って門下生の禮を採る。そこに遂に黨爭の禍を招くに至るが、太祖は進士公朝に恩を謝すべけれ、私室に謝すとは、これ薄俗と云うべしと罵っている。元來、古くは漢代においては、門生と弟子とは明らかに區別されていた。元の馮時可の蓬窓續錄に

漢時親受業者。曰弟子。傳業於弟子者。稱門生。

とあり、卽ち、弟子とは師より直接教を受くる者、門生とはその弟子より受くる者を指す。後漢書卷六六賈逵の傳によっても、弟子と門生とは區別されていること次の如くである。

〔諸儒〕皆拜逵所選弟子及門生。爲千乘王國郎千乘王伉。章帝子也。

右文については王先謙の後漢書集解に、詳しく弟子と門生との區別を說明している。是等に依っても明かな如く門生は弟子を通じて師の業を間接に受ける者であるが故に、孫弟子の意である。卽ち概念としては、門生は明らかに弟子より一段と低い地位にある門下生であることは明白である。勿論、座主門生というとき、右のようなことを意識していたわけではあるまいが、一應その歷史的發生的意義を遡及すると、いかにも唐代の座主たる春官に對して、卑屈な低姿勢であったことを思うのである。次に乾德元年九月に發せられた公薦の禁も、請託を排除するための政策であった。公薦とは、臺閣の近臣が、知貢擧に、才學ありと認めた擧人を推薦する行爲で、之が禁止令は二回重ねて公布され、二回目の詔禁では、一般の內外文武官僚にまで適用範圍を擴げ且つ嚴罰を伴うて、被薦の擧人は永久赴擧停止、公薦の官人は必らず勘斷を行うこと、また陳告者は官民夫夫賞賜することを規定したのであるが、公薦によって進士合格となりし者の實例として代表的なるは、唐代、德宗朝から順宗朝にかけて三回知擧たりし權德輿榜下の省試に於いて、初年に韓文公の公薦せる十名中、七名登第し殘餘の者も數年內に登第せる事實があること、また、韓愈の如き

知名の文人が公薦を行うていること、而して被薦の十擧人は孰れも上流家門の子弟緣故者の多かりしことに注目すべきである。[23]

宋太祖が先に述べた如く貴家の子弟を飲酒と琵琶を追う無賴の輩らと見做したのは、故なしとしない。唐代宣宗の世に、蒲飲酣醉、測艶の詞を爲った溫庭筠は累年不第の公家の子弟であった舊唐書卷一九〇文苑下。五代にもかかる劣等非薄の名門の子弟が不正手段を用いて、登第を目ざせし事例は甚だ多い。[24] かかる狀態が宋代にも續いて行った以上、太祖が勢家の子弟を黜けて、寒門出身を取り、出來るだけ多數の寒苦藝學の士に進士號を賜與せんとの悲願を發したのは寧ろ當然であったかも知れぬ。

王船山は宋論卷一の中で開寶六年の省試の覆試を以て、太祖の試驗干涉と見做し、取士のことは臣下に委任すべきで、人君たるものの親しく干與すべきことではないと非難し、「太祖の人を得んと欲するや、已に迫なり。」と言っているが、これは「夫士之懷知己也。非徒其名利也。」と求知己の風に對して肯定的であること、「人君之病。莫大乎與臣爭士。與臣爭士。而臣亦與君爭士。臣爭士而士亦與士爭其類。天下之心乃離散而不可收。」（人君が臣下と、讀書人を獲得するのを爭うようなものである）とする考え方を以って覆試は妥當でないと言う論を立てているが、彼も亦た貴族的意識の濃厚なるを免れない論者であると言うことが出來る。また座主門生の風も、唐に始まるに非ずとし、續いて「漢之孝廉。於所擧之公卿州將。皆生不敢與齒。而死服三年之喪。亦人情耳。」と言って、むしろ人情の美しい發露であると見做している。かかる見地に立つが故に殿廷に於ける覆試にも贊成しがたいのは當然であろう。省試落第者が登聞鼓を打ちて、知貢擧李昉の取捨が不公平なりと訴えたこと、而して之を受理したことをも彼は非難の對象としているようである。太祖は、勿論、試驗干涉のために覆試したのではないことは、これ迄、述べて來た所によって明らかであって、王船山の見解をそのまゝ容認すれば、科場の改革は永遠に不可能であり、請託奔競、賄賂公行の狀は、益々激しく、凡庸劣等の權門豪家の子弟の濫進は愈々甚しく、孤寒の英俊は一人として登第せざるに至ること必定である。

因みに船山が開寶六年殿廷に於ける覆試は一回行われただけで、宋一代を終る迄、再擧せざりしは「豈有幸哉」と結論せるところから考えて、彼がこの覆試が發展解消して殿試になりし事實を知るや知らざるや、八年以降の正式の殿試について何等言及せざるは、片手落ちの論と云わざるを得ない。

さて、太祖の公薦の禁が、多少とも、効果があったことを示唆する二つの事件がある。宋史卷二六九高錫傳に知制誥たりし高錫が、弟の銑が應擧するに際して、開封府推官石熙載に囑請して首薦を求めたが、銑の學問淺薄なるを以て、

熙載が之を拒絶したことである。

〔高〕錫弟銑應進士擧。于〔開封府推官〕石熙載長編卷五乾德二年五月丁丑の條により官職を開封府推官とする望首薦。銑辭藝淺薄。熙載不許。錫深銜之。數於帝前言。熙載裨贊無狀。

右の事件は、開封府解試を舞臺にして行われた請託〔未遂〕事件であり、恐らく、開封府推官たる石熙載が開封府解試の考官を任命されることになっていたものと思われる。この事件の落着は、石熙載の居官恪勤なること、高錫が請託を拒絶されたことから、熙載を怨んで誹謗したこと、後に錫が節度使郭崇から祕かに受賄したこと等の問題發生によって、太祖の怒を倍加して、遂に錫は萊州司馬に左遷という結末で終っている。

他の一件は長編卷四乾德元年八月癸未の條に馬仁瑀が知貢擧に囑託せしを薛居正が拒否した事件である。

先是龍捷左廂都指揮使漢州防禦使馬仁瑀。嘗私以士屬知貢擧薛居正。居正實不許。而陽諾之。及聞喜宴日。仁瑀乘醉。攜所屬士。慢罵居正。御史中丞劉溫叟劾奏仁瑀。上雖怒。曲爲容忍。……甲申。出仁瑀爲密州防禦使。云々。

以上、太祖の讀書人重用の眞意と、彼の科擧政策の主方向を探究したが、唐代以來、求知己、請見、溫卷、通榜の風著しく所謂請託奔競、しかも之を些かも諱まざりし唐の一般的社會風潮への疑惑と不滿、及び座主門生の語に集約的に表徵されたる唐の貴族思想への反撥、及び此等の蕩々たる社會風潮の流れに押し流されて、每科黜落の悲運に泣く寒門の子弟・孤寒の讀書人を、場屋中より多く取收せんとする意圖、こういったものが太祖の科擧政策の中から汲み取ることが出來るように思われる。殊に、彼の殿試創設は請託の弊風を撲滅排除するを當面の目標とはするが、眞の目標、窮極の意圖は、此等寒苦藝學の讀書人を多く取るという積極的な意志の現れであったことを略々解明し得たと思う。

次に節を改めて、太祖の科擧政策の根本となった彼自身の學問乃至讀書に對する考え方と、年少時より私淑せし良師（辛文悅）ありしことに就いて述べよう。

三

太祖が石守信・高懷德等の武人勳舊の兵權を解いたのは卽位の翌年〔建隆二年〕秋七月であった綱目備要卷一が、その半年

後、建隆三年二月、太祖は、側近に向って、

朕欲武臣盡讀書。以通治道。何如 宋史卷一太祖本紀 長編卷三今之武臣盡令讀書貴知爲治之道

と讀書を全武臣に勸奬する意圖を明らかにした。これに對し、「左右對うるところを知らず」とあるが、當時の天下の形勢から言って無理からぬことであった。卽ち北漢、後蜀、吳越等の諸國がなお太祖に抵抗を續けて降らず、一方契丹も虎視耽々南下の機を窺い、戰雲未だ去りもやらぬ時であって、堅甲利兵の要こそ說くべけれ、武臣が窓前に安閑と書卷を繙くべき秋ではない。それに、宋初は未だ一時、風氣椎樸にして、人、學問を知らず、仕宦を願わざる 明馮夢禎歷代貢擧考 狀態であり、しかも「五代以來、節旄を領して郡守と爲る者、大抵武夫悍卒にして皆な書を知らず」 長編卷六乾德三年三月乙未 という時代であって、凡そ學問とか讀書とか、武人達は考えて見たこともない無緣のことであり、第一、彼等は碌に書物を讀み得たか頗る疑問である。從って、太祖の全武人をして念書せしめんとの意向は、當時としては、極めて突飛なことであった。しかしこの讀書勸奬の成り行きは、ある程度、成功的であったと見えて

於是臣庶始貴文學 宋史紀事本末卷七。太祖建隆以來諸政

とある。それに、太祖は、先ず、股肱の臣であり、舊勳たる趙普に對しては、特に熱心に讀書を勸奬する。先にも引用したが、彼に對しては、可成り嚴しい、且つ皮肉的な語調で、勸奬している。曰く、

卿苦不讀書。今學臣角立。儁軌高駕。卿得無愧乎。玉壺清話卷二

こんな風に皮肉たっぷりに言われて、書物を讀まずにはいられまい。元來、趙普は、實務屋上りで「少くして吏事を習うも學術寡し」 宋史卷二五六趙普 と言われた人物。太祖皇帝は、彼の顏さえ見ると、讀書を勸奬する。

上每勸以讀書 長編卷七乾德四年五月乙亥

その結果、遂に手より卷を釋かざる愛書的宰相となり、太祖自體も、この後は愈々馬力をかけて、經史を廣く讀んだという。

また太祖は、ひとり武人臣下のみ讀書を必要とするのではないとし、帝王の子も、同樣で

帝王之子。當務讀經書。知治亂之大體 涑水記聞卷一

と云う考えであった。他人に念書を說く以上、太祖自身も本來、讀書熱心であった。軍人出身皇帝であったが、好學心も强かったらしく、年少より學問の手ほどきは、後述す

る如く辛文悅から受けたと見られる。

上性嚴重寡言。獨喜觀書。雖在軍中。手不釋卷　長編卷七乾德四年五月。乙亥。

太祖は單に讀むだけではなくて、蒐めることにも人一倍關心をもっていた。

聞人間有奇書。不吝千金購之　右同書。同卷。

或はまた

詔求亡書。凡吏民有以書籍來獻者。令史館視其篇目。館中所無則收之。獻書人送學士院。試問吏理。堪任職官。具以名聞。是歲三禮宋代科學諸科の中の科目涉弼、三傳宋代科目諸科の一彭幹、學究諸科中の一朱載。皆應詔獻書。總千二百二十八卷。命分置書府。賜弼等科名　長編卷七乾德四年閏八月己丑。

臣庶の區別なく、書物を獻上した者には、官途につく道を開いて、學人には科第を與えることにした。

また太祖は書經堯典を讀んで、次の如く云った。

嘗讀堯典。歎曰。堯舜之世。四凶之罪止從投竄。何近代憲網之密耶　長編卷一六開寶八年三月丁亥。

本來、寬仁多恕なりし太祖は、堯舜の昔、刑罰の簡略なるに大いに感じ、刑措に大いに意を用いたという。

太祖の讀書の速さにも驚かされる一事あり。長編卷一五開寶七年閏十月甲子に

監修國史薛居正等。上新修五代史百五十卷。明日上謂宰相曰。昨觀新史。見梁太祖暴亂醜穢之跡。乃至如此。宜其旋被賊虐也。

薛居正等の手になる百五十卷の舊五代史を一夜の中に讀破して、その翌日、早々と宰相に向って、讀後感――殊に梁太祖暴亂の歷史について――を披瀝しているのである。その速き讀書力には、驚く外はない。

また、彼の讀書慾は史館に使を出して常に書を取り寄せ讀んだ程である。

上好讀書。每遣使取書史館。〔知制誥史館修撰判館事〕盧多遜預戒吏。令遽白所取書目。多遜必通夕閱覽以待問。既而上果引問書中事。多遜應答無滯。同列皆服。上益寵異之　長編卷九開寶元年夏四月丙午。

かくの如く、太祖は武人側近の臣に讀書を奬め、自らも熱心に書を繙いたのは、思うに武人勳舊を誅夷する代りに、讀書を以て、彼等の魂を奪い、異心を封ずる目的に出たのではあるまいか。蘇軾は太祖を、漢高祖・光武・唐太宗の

三人に加えて、この四君の天下を一にした所以は「人を殺すを嗜まざりし」[26]にあると言った。王船山も亦た

望不隆。故不敢以誅夷待勳舊。學不夙。故不敢以智慧輕儒素（宋論卷一太祖）

と評した。太祖は勳舊たる武人を葬らず、代りに讀書に沒頭せしめて、精神的に洗腦して魂を奪うことを謀ったのではないか。

次に彼の讀書觀に、注意を拂うべき一點あり。それは、讀書の意義・目的が、文章を作り、科擧に應ずるためのものに變化しつつあることを、ある程度彼が洞察していたと思われる節がある。あるいは、彼の讀書觀が案外、近世的な面をもっていたと言い換えてもよい。涑水記聞（卷一）の既に一部引用した「帝王之子。當務讀經書。知治亂之大體」の下に、

不必學做文章。無所用也。

とあることである。その意味は、經書を讀む目的は治亂の大體を知らんがためであって、文章を作るためではない。文章を作ることに精を出すことは、愚かな無用なことである、と言うにある。文章を作るための讀書とは、これ卽ち、宋時の讀書人が科擧に應じ、進士となり、官吏に任じ、地位と名譽と財產を得んがために、日夜必死の努力を續けている讀書なのである。科擧時代の讀書は、往古の讀書とは異り、それは最早、政治學・倫理學を離れて昇官發財のための讀書に變化しつつある。太祖は、その變化を、ある程度、洞察してそれに對する警告を含めて、右の言葉となったものと思われる。ただ一つの例にしか過ぎない上に、極めて短い文であるが、その短い文の中に潛む太祖の讀書觀を分析すると、そこに意味深長なるものあるに氣がつく。そして彼の讀書觀が軍人出身ながら、案外、しっかりしていることに感銘せざるを得ないのである。沈括も

唐以來。士人文章。好用古人語。而不考其意。

とは夢溪筆談補筆に見える右述の如き文章の變貌を示すものであり、また

讀書而不應擧則已矣。讀書而應擧。應擧而望登科。登科而仕。仕而以敍進。苟不違道。于義皆無不可也。

とは避暑錄話（下卷）に見える宋時の讀書目的の實相である。後漢の光武は「天下已に、數を定むるや、公卿郎將を集めて經義を講論し、夜分は乃ち罷む」[27]という典型的好學の帝

王であったが、一方、南朝梁の元帝は、西魏の軍攻め來たりて、江陵の地陷るや、古今の圖書十四萬卷を焚き

讀書萬卷。猶有今日。故焚之。[29]

と云って、讀書亡國論を吐いた。清の雍正帝は、「古より亂臣賊子中、未だ嘗って讀書人無くんばあらず」[30]と、讀書人を罵倒した。

宋太祖は讀書人重用の文治策を以て天下を和平に導いた。滿洲の金は、儒を以て亡びしが故に、元初の政治は文學の士を歡迎しなかった。[31]明の太祖は文臣を重用して武臣を抑えたまでは、宋太祖と同巧であったが、燕王以下諸王を封建して、禍根を殘こした。王船山は古來、帝王にして士を養いし者は多いが、士を治めた者は少い、宋祖ひとりあるのみ[31]との意を述べたが、洵に至言というべきである。彼は、後周世宗に仕えていた時から、讀書に關心を有し、淮甸討伐に隨行して、壽州を降した時、彼の車に財物が滿載されていると譖したものがあったが、世宗が調査すると、それは數千卷の買い集めた書物であったという。太祖は世宗の疑問に答えて、「自分の見聞を廣め、智慧を增すためだ」と答えて、世宗を感心させたという。[32]

太祖の功臣趙普が、彼の年少時の家庭教師であったという說が宋人軼事彙編卷一に見えている。曰く、

藝祖生來馬營。營前陳學究。聚生徒爲學。宣祖使藝祖從之。上微時。嫉惡不容人過。陳時時開論。後得趙學究。卽館於汴第。杜后太祖の母錄陳之舊。令至門下與趙俱爲門客。然藝祖獨與趙計事。陳不與也。……趙學究卽普也。

とある。しかし、普は宋史卷二五六の傳には、元來學問の無い人物であったと云う。

普少習吏事。寡學術。及爲相。太祖常勸以讀書。晚年手不釋卷。

普は太祖から念書を勸められて、讀書に關心をもつようになったのであるから、太祖の師であったということは疑問だ。そこで、別に彼には年少時、師がなかったのかと云うと、そうではない。玉壺清話卷二に

辛文悅。後周通經史里儒。太祖幼嘗從其學。顯德中世宗爲殿前都點檢。節制方面。兵紀繁劇。與文悅久不相見。上每亦念之。文悅一夕忽夢。迎拜鑾輿於道側黃屋之下。乃太祖也。文悅再拜。帝亦爲之笑。是夕太祖亦夢其來。令左右詢訪。文悅惠然飾巾至門矣。上大異之。後遷員外郎。

とある。辛文悅につきて宋史卷四三一儒林傳一に列傳ありて曰く、

辛文悅者。不知何許人。以五經教授。太祖幼時從其肄業。周顯德中。太祖歷禁衞爲殿前都點檢。節制方面。以下、中間は玉壺清話と略々同文及登位。召見授太子中允。判太府事。開寶三年。出知房州。時周鄭王出居是州。上以文悅長者。故命焉。文悅後累遷至員外郎。

右傳に依れば辛文悅の本籍などは明かならざるも、後周時代の里儒であって、經史に精通し、太祖年少時の師なりしは疑う餘地無く、太祖がのち、後周世宗の殿前都點檢として各地に轉戰せる兵馬倥偬の間にも、舊師を想うて念頭を去らざりし事實に照らして、太祖の崇敬措く能わざりし人物と推想せらる。太祖卽位後、太子中允を授け、太府の事を判せしめたが、開寶三年、房州に知たらしめた後、員外郎にまで昇ったという。

太祖には彼の心服する辛文悅なる一人の師があったこと、そしてその感化を可成り深く受けていたらしいことは、彼の科擧政策の考察の上にも注意を要することであろう。

註

① 續資治通鑑長編卷五乾德二年九月丙申。
② 宋史二四九范質列傳。
③ 宋會要輯稿選擧一四發解、眞宗咸平二年五月五日。詔天下貢擧人。應三擧已上者。今歲特免取解外。自餘依例擧送。長編卷四四略同。
④ 續資治通鑑長編卷一八太平興國二年正月庚午。
⑤ 文獻通考卷三〇選擧考三擧士太宗淳化三年。
⑥ 夢粱錄卷三「士人赴殿試唱名」恩例老榜者。謂之特奏名。
⑦ 王定保摭言卷十五雜錄。
⑧ 宋會要輯稿選擧三貢擧雜錄慶曆二年二月五日。
⑨ 澠水燕談錄卷六雜事、「賜詩自興國二年呂蒙正榜始」「賜宴自呂蒙正榜始」「唱名自雍熙二年梁顥榜始」
⑩ 文獻通考卷二九選擧考二、開元十七年洋州刺史趙匪擧選議に「擧人大率二十人中方收一人。」
⑪ 宮崎市定「九品官人法の研究」第三編餘論（五三六頁）
⑫ 拙稿「宋代に於ける黨爭の一環としての制科の改廢問題」東洋史研究一五卷二號。
⑬ 文獻通考卷三二選擧考五擧士淳熙十四年條。
⑭ 宮崎市定「東洋的近世」近世の政治（九八頁）
⑮ 文獻通考卷二九選擧考二、代宗寶應二年條「江陵項氏曰」以下の文。
⑯ 拙稿「宋代の糊名法に就いて」京學大研究紀要A25。
⑰ 容齋三筆卷十「唐夜試進士」に「唐進士入擧場。得用燭。故

或者以爲。自平旦至通宵。劉虚白有二十年前此夜中。一般燈燭一般風之句。及三條燭盡之記。……白樂天集中奏狀云。進士許用書冊兼得通宵。但不明言入試期朝暮也。」また澠水燕談錄卷六貢擧に「唐制禮部試擧人。夜試以三鼓（夜十二時から二時まで）爲定。無名子嘲之曰。三條燭盡燒擧士之心。八韻賦成。笑破侍郎之口。後唐長興改令盡試。侍郎竇貞固以短晷難成文字。不盡意。非取士之道。奏復夜試。本朝引校多士。率用白晝不復繼燭。

⑱ ⑰に同じ。

⑲ 文獻通考卷三一選擧考四擧士英宗治平三年知諫院司馬光の上言。

⑳ 右書卷三二選擧考五擧士淳熙十四年條。

㉑ 夢溪筆談卷二故事二。

㉒ 長編卷九開寶元年三月癸巳。

㉓ ⑯に同じ。

㉔ 二十二史劄記卷二〇「宋科場處分之輕」

㉕ 宋會要輯稿選擧二貢擧太平興國二年正月八日。故事吏部放榜後。敕下之日醴錢於曲江爲聞喜之飲。近代多於名園佛廟。云々。避暑錄話下卷「故事進士聞喜宴。例賜詩以爲寵」聞喜宴は、唐代では曲江宴に當る。太平興國八年瓊林苑にて、賜宴してより瓊林宴と稱する。宋會要輯稿選擧二貢擧、政和二年四月二十四日。禮部言。諸擧人已唱第。賜聞喜宴於瓊林苑。

㉖ 長編卷一、建隆元年春正月乙巳「眉山蘇軾曰」以下の文。

㉗ 長編卷三建隆三年二月壬寅。

㉘ 稔文甫「王船山文論選評」論梁元帝讀書亡國。

㉙ 拙稿「雍正二年の龍考事件と田文鏡」東洋史研究一五卷四號

㉚ 吉川幸次郎「元雜劇の作者」上、東方學報（京都）第十三冊

㉛ 王夫之「宋論」卷一太祖。

㉜ 長編卷七乾德四年五月乙亥。